

第113回香川県新型コロナウイルス対策本部会議 (持ち回り開催)

日 時：令和4年8月26日（金）

議 題

1. 本県の現状について
2. 本県における今後の対応について
3. その他

香川県の現状

【7/15～ 感染拡大防止対策期（レベル2）】

直近1週間の 累積新規感染者数		先週1週間の 累積新規感染者数	
8月25日現在	8月24日現在	8月25日現在	8月24日現在
13800人	14804人	13878人	12787人

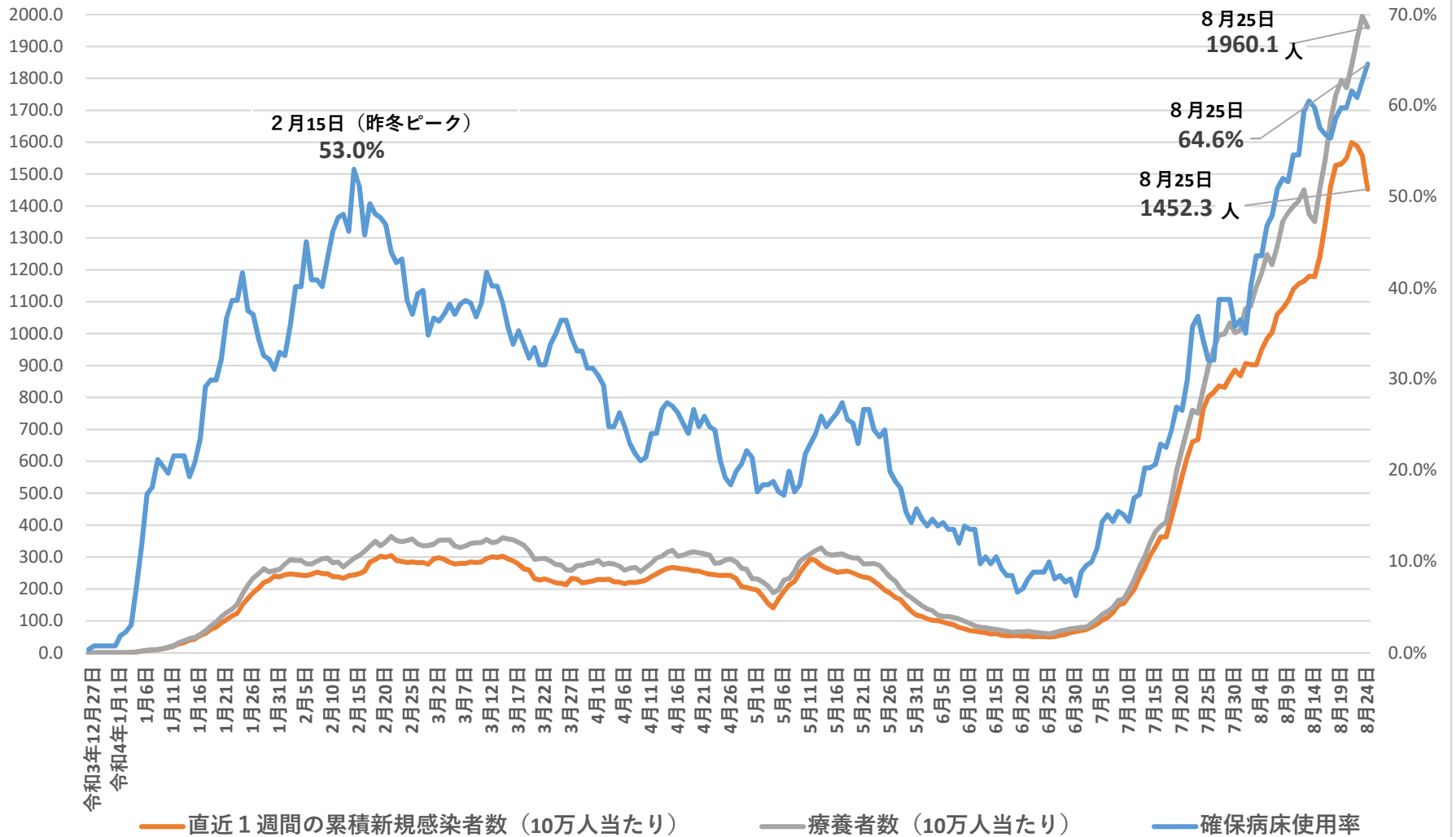
8月 累積新規感染者数		7月 累積新規感染者数
8月25日現在	8月24日現在	
43925人	42167人	19945人

指 標	8月25日現在	8月24日現在
① 確保病床使用率	64.6% <入院患者175人／病床271床>	62.7% <入院患者170人／病床271床>
② 重症確保病床使用率	3.3% <重症者数1人／病床30床>	3.3% <重症者数1人／病床30床>

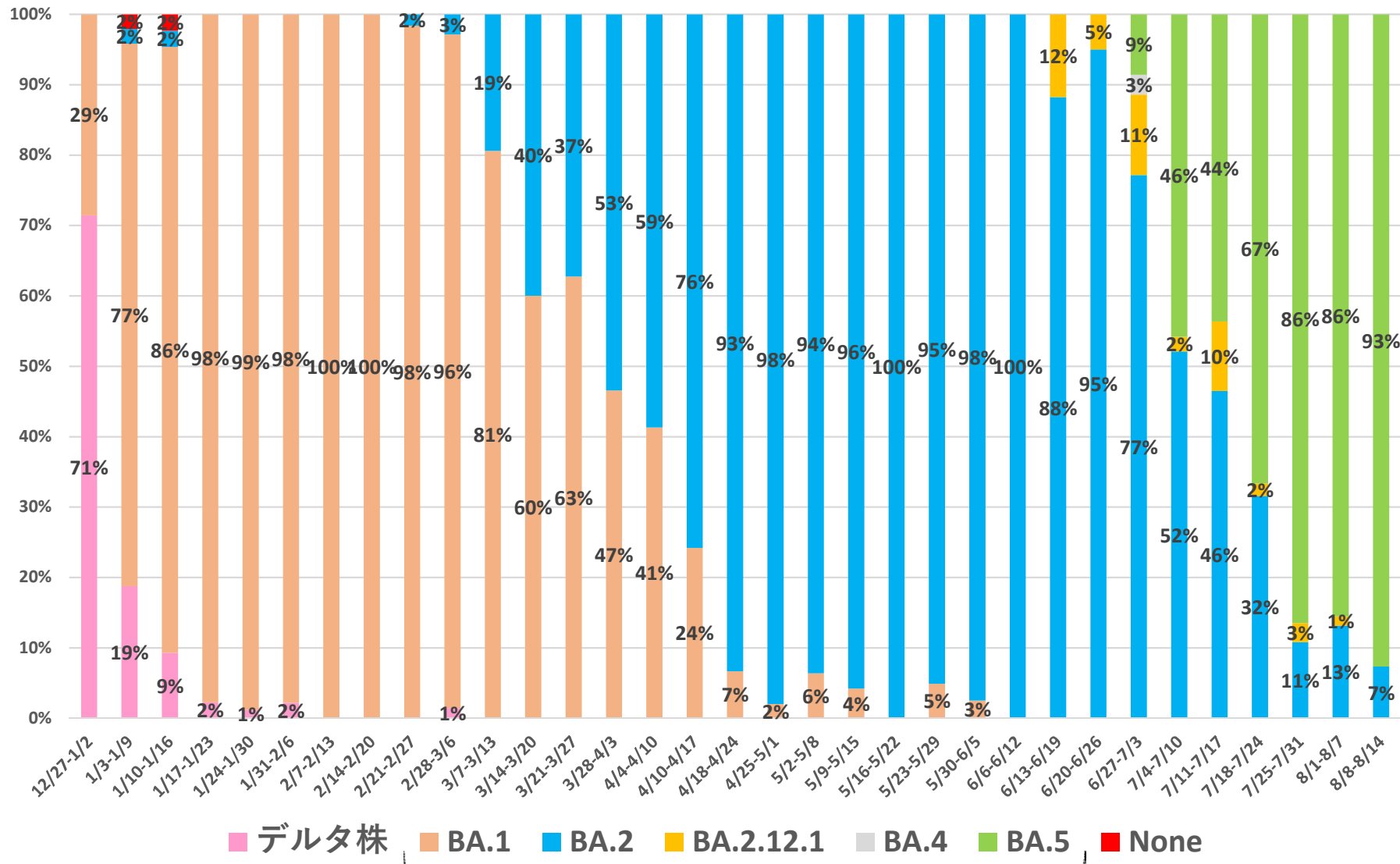
感染拡大防止対策期	緊急事態対策期
レベル2	レベル3
20%以上	50%以上
20%以上	50%以上

参 考 指 標	○ 療養者数（対人口10万人）	10万人当たり 1960.1人 <18626人 [入院350人、宿泊療養等18276人]>	10万人当たり 1994.5人 <18953人 [入院352人、宿泊療養等18601人]>
	○ 直近1週間の累積新規感染者数 （対人口10万人）	10万人当たり 1452.3人 <直近1週間(8/19～8/25) 13800人>	10万人当たり 1557.9人 <直近1週間(8/18～8/24) 14804人>

直近 1 週間の累積新規感染者数（10万人当たり）と療養者数（10万人当たり）、
確保病床使用率の関係：R3.12.27～R4.8.25



変異株の置き換わりの状況（検体採取日ベース）



オミクロン株

※過去2週間程度の入院事例や新たなクラスター事例等から検査対象を40事例程度サンプリングしたものを分析

知事から「B A. 5 対策強化宣言」期間延長に伴う県民の皆さまへのお願い ～ お一人おひとりが高い意識を持って、感染防止対策の徹底を！ ～

現下の本県の感染状況については、新規感染者数がお盆明けから2,000人を超える日もあり、8月18日には、過去最多の2,762人となるなど、これまでにない多くの方の感染が確認されています。

また、医療提供体制について、8月8日以降、確保病床使用率は50%を超え、入院調整に時間がかかる事案が増えるなど、医療機関等への負荷が増大している状況を踏まえ、現行の「感染拡大防止対策期」を9月11日（日）まで延長することとし、「B A. 5 対策強化宣言」の期間も併せて同日まで延長し、基本的な感染対策や感染リスクを低減させる適切な対策の徹底により、社会経済活動の維持と医療のひっ迫回避の両立を図ることといたしますので、県民の皆さまには、日常を取り戻していく状況の中にあっても、より一層、感染防止対策の徹底に努めていただきますようお願いいたします。

【感染拡大を止めるには 一人ひとりの意識が^{かなめ}要】

- ・ 三つの密の回避や、人と人との距離の確保、エアコン使用時も換気、不織布マスクの着用など基本的な感染防止策を徹底してください。
(熱中症防止のため、必要がないときはマスクを外してください。)
- ・ 手洗いや手指消毒、共用部分の消毒を徹底してください。
- ・ 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出を自粛してください。
- ・ 帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め、基本的な感染防止策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動を控えてください。
- ・ 発熱・のどの違和感など普段と違う症状がある場合は、通勤、通学、外出等を控えてください。
- ・ 感染対策が徹底された「かがわ安心飲食認証店」などを利用していただき、会話時は、マスクを着用してください。

感染の不安を感じた場合は、県民の皆さまを対象とした無料検査を9月末まで延長して実施しますので、積極的にご利用いただくようお願いいたします。

重症化リスクの高い高齢の方や基礎疾患のある方には、いつも会う人と少人数で会うようお願いいたします。

また、こうした方と会われる方には、事前にワクチン接種（3回目接種）か、無料検査などによる陰性確認を行っていただくなど、感染リスクを減らす取組みの徹底をお願いいたします。

医療機関でのルールを守ることや、診療時間内に受診するよう、特に休日や夜間では、症状が軽い場合は、翌日に受診するなど、ご協力をお願いいたします。

夜間に救急外来の受診等に迷う場合は、救急電話相談の活用をお願いいたします。

また、宿泊療養や自宅療養の方で療養証明書が必要な場合は、自ら「My HEROSYS」で取得した療養証明書をご活用いただくよう、ご協力をお願いいたします。

事業者の皆さまには、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進などによる人と人との接触の低減、ドアノブ、手すりなど共用部分すべての消毒の徹底、発熱やのどの痛みなど普段と少しでも違う症状がある従業員の出勤抑制などのほか、職場での感染対策を再点検し、特に居場所の切り替わり（休憩室、喫煙所、更衣室等）での注意喚起の徹底などについて、引き続き、ご協力をお願いいたします。

ワクチン接種について、追加接種（3回目接種）には、低下した発症予防効果などを回復させる効果があり、オミクロン株に対する有効性も回復し、コロナ後遺症のリスクが低いとの報告があることなどが、国において示されていますので、希望される方は早めに予約、接種をお願いいたします。

さらに、60歳以上の方や基礎疾患があるなど重症化リスクの高い方、医療従事者や高齢者施設等の従事者については、4回目接種の対象となっており、各市町において接種が開始されていますので、4回目接種についても、ご検討をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の患者さんやそのご家族、治療にあたっておられる医療従事者やそのご家族などに対する偏見や差別につながる行為は、決して許されるものではありません。

ワクチン接種についても、強制ではなく、ご本人が納得した上でご判断いただくもので、職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをしてはいけません。

引き続き、人権に配慮した判断や行動を心がけていただきますようお願いいたします。

一日も早く日常生活や社会経済活動を回復できるよう、国、各市町とも連携し、感染拡大の抑止とともに、保健医療提供体制の確保を通じて、県民の皆さまの健康や暮らしを守るよう全力で取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

令和4年8月26日

香川県知事 浜田 恵造



感染拡大を止めるには
一人ひとりの意識が^{かなめ}要



- 三つの密の回避や人と人との距離の確保、エアコン使用時も換気、不織布マスクの着用（熱中症防止のため、必要がないときはマスクを外して）
- 手洗いや手指消毒、共用部分の消毒
- 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出を自粛して
- 帰省や旅行は、感染防止策を徹底、感染リスクの高い行動を控えて
- 発熱・のどの違和感は通勤・通学、外出等を控えて
- かがわ安心飲食認証店などを利用、会話時はマスクを着用

大切なご家族や友人、仲間に感染させないためにも
ご協力をお願いします。

香川県内の感染症情報は、
右記ホームページを
ご覧ください。



感染拡大を止めるには 一人ひとりの意識が^{かなめ}要

- 三つの密の回避や人と人との距離の確保
エアコン使用時も換気
不織布マスクの着用
(熱中症防止のため、必要がないときはマスクを外して)
- 手洗いや手指消毒、共用部分の消毒
- 混雑した場所や感染リスクが高い場所
への外出を自粛して
- 帰省や旅行は、感染防止策を徹底
感染リスクの高い行動を控えて
- 発熱・のどの違和感
通勤・通学、外出等を控えて
- かがわ安心飲食認証店などを利用
会話時はマスクを着用



大切なご家族や友人、仲間に感染させないためにも
ご協力をお願いします。

香川県内の感染症情報は、
右記ホームページをご覧ください。



香川県 B A.5 対策強化宣言

< 期間 >

令和 4 (2022)年 8 月 10 日 (水)

～

令和 4 (2022)年 9 月 11 日 (日)

実施内容

BA.5系統を中心として感染が拡大し、医療の負荷の増大が見られる場合に、地域の実情に応じ、県が「BA.5対策強化宣言」を行い、県内全域を対象地域とし、感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項により、県民等に対して必要な協力要請を行う。

※第24条第9項
県民・事業者への感染防止の協力要請等

実施区域

香川県全域

期間

令和4年8月10日(水)～9月11日(日)

※感染状況等により期間を変更する場合があります。

香川県 B A.5 対策強化宣言

本県においても、全国と同様に B A.5 系統に概ね置き換わっているものと考えられ、これまでにない多くの方の感染が確認されています。

基本的な感染対策や感染リスクを低減させる適切な対策の徹底により、社会経済活動の維持と医療のひっ迫回避の両立を目指し、改めて、一人ひとりの意識が要（かなめ）であることを念頭に、より一層、感染防止対策の徹底に努めていただきますようお願いいたします。

●県民への協力要請①【法第24条第9項】

- 「新しい生活様式」の定着に向け、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」、「換気」をはじめとした基本的な感染防止策を徹底するよう協力要請
 - ※夏場は、熱中症防止の観点から、屋外でマスクの必要ない場面では、マスクを外すことを推奨
 - ※エアコン使用時も、定期的に窓を開けたり換気扇を使用して効果的な換気
 - 【別添1】（省略）：気をつけていただきたいこと
 - 【別添2】（省略）：屋外・屋内でのマスク着用及び子どものマスク着用について
 - 【別添3】（省略）：効果的な換気についてのポイント
- 外出する場合は、適切な感染防止策を徹底して、できる限り家族や普段行動を共にしている方と、少人数で行動するよう協力要請
- 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出を自粛するよう協力要請
- 帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め、基本的な感染防止策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動を控えるよう協力要請
- 発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えるよう協力要請
- 感染した際の自宅療養に備えて、食料品や衛生用品等を備蓄するよう協力要請
- 感染に不安を感じる無症状者に、ワクチン接種者を含めて検査を受けるよう協力要請

●県民への協力要請②【法第24条第9項】

- 重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方と会う際は、事前にワクチン接種（3回目接種）か、無料検査などによる陰性確認を行うよう協力要請
- 医療ひっ迫時における診療・検査医療機関（発熱外来）での受診前検査等への協力要請
- 医療機関でのルールを守ることや、診療時間内に受診するよう協力要請
※特に休日や夜間では、症状が軽い場合は、翌日に受診するなどの協力をお願いします。
※夜間に救急外来の受診等に迷う場合は、救急電話相談を活用してください。
（一般向け救急電話相談：#7899 小児救急電話相談：#8000）
- 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控え、「かがわ安心飲食認証店」など、感染対策が徹底された飲食店等を利用するよう協力要請
- 会食や飲み会をする際には、大声を出さないことや「マスク会食」や座席間隔の確保、換気などの三密回避を徹底するよう協力要請
- 同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避け、会食は2時間以内とするよう協力要請
（「かがわ安心飲食認証店」を利用する場合を除く）
- 業種別ガイドライン等を遵守している施設等を利用するよう協力要請
【別添4】（省略）：業種別ガイドライン
- 厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を積極的にインストールするよう協力要請
【別添5】（省略）：新型コロナウイルス接触確認アプリ

●事業者への協力要請①【法第24条第9項】

- 業種別ガイドライン等を遵守するよう協力要請
【別添4】（再掲）：業種別ガイドライン
- 県が策定した適切な感染防止策に基づき、感染防止策の徹底を図るよう協力要請
【別添6】（省略）：今後における適切な感染防止策
【別添7】（省略）：飲食事業者の皆様へ「店舗等での感染防止策の確実な実践」
- 感染防止策を徹底していることを示す様式を掲示するよう協力要請
【別添8】（省略）：掲示様式「新型コロナウイルスうつらない、うつさない」
- エアロゾルの吸入を防止するため、施設・事業所内の換気を徹底するよう協力要請
- 飲食店における感染拡大防止を図るため、「かがわ安心飲食店認証制度」の認証をとるよう協力要請
- 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取り組みを推進するよう協力要請
- 感染者・濃厚接触者となった従業員に、休暇取得や勤務再開に当たって、医療機関や保健所が発行する証明書の提出を求めないよう協力要請
- 保健所の調査に協力するよう協力要請
- 来訪者の検温・体調確認を行い、発熱者や体調不良者等の入場を制限するよう協力要請
- 来訪者の入店（館）時におけるマスク着用、手指の消毒、手洗いを励行するよう協力要請

●事業者への協力要請②【法第24条第9項】

- 職場での感染対策を再点検し、特に居場所の切り替わり（休憩室、喫煙所、更衣室等）での注意喚起を徹底するよう協力要請
- 同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう協力要請（「かがわ安心飲食認証店」を除く）
- クラスタ発生等の事態に備え、事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため、事業継続計画（BCP）を再確認（未策定の場合は、早急に策定）するよう協力要請

●イベント等の開催【法第24条第9項】

- イベント等の開催については、国の基本的対処方針やイベント等の開催に係る留意事項（各種通知）等を踏まえ、規模要件等に沿って開催するよう協力要請
また、「新しい生活様式」や業種別ガイドライン等に基づき、効果的な換気を含め、必要な感染防止策を講じるよう協力要請
- イベント関連施設の管理者においては、イベント開催時、参加者に対して、基本的な感染対策の徹底の呼びかけを行うよう協力要請
- イベント等に参加する際は、その前後においても感染リスクの高い行動を控えるよう協力要請

【別添9】（省略）イベント等の開催に係る留意事項

● 県有施設等における対応

- 効果的な換気を含め、適切な感染防止策の徹底を図り、開園・開館
- 県主催の行事・イベントについても、効果的な換気を含め、適切な感染防止策の徹底を図った上で実施

● 県の対応

- 児童福祉施設等、高齢者施設等、医療機関、事業所などのクラスター防止対策を進める。
- 学校における感染防止対策を進める。
- ワクチン接種の円滑な実施に向けて、各市町、医療機関、関係団体等と緊密に連携して取り組む。
- 県職員について、時差出勤や在宅勤務の活用により接触機会の低減に取り組む。
- オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策を講じる。

○事業の概要

- ・ 県内の医療機関・高齢者施設等において、中和抗体薬（ゼビュディ等）（※1）による治療ができる体制を整えるため、中和抗体薬の投与を希望する医療機関・高齢者施設等の連携医療機関（※2）となる重点・協力医療機関等に対し補助を行う。

（※1）重症化リスクのある軽症の患者に対し、重症化を防ぐことを目的とした点滴治療。点滴で投与し、投与後に副作用が生じないか、一定時間、経過の観察を行う。

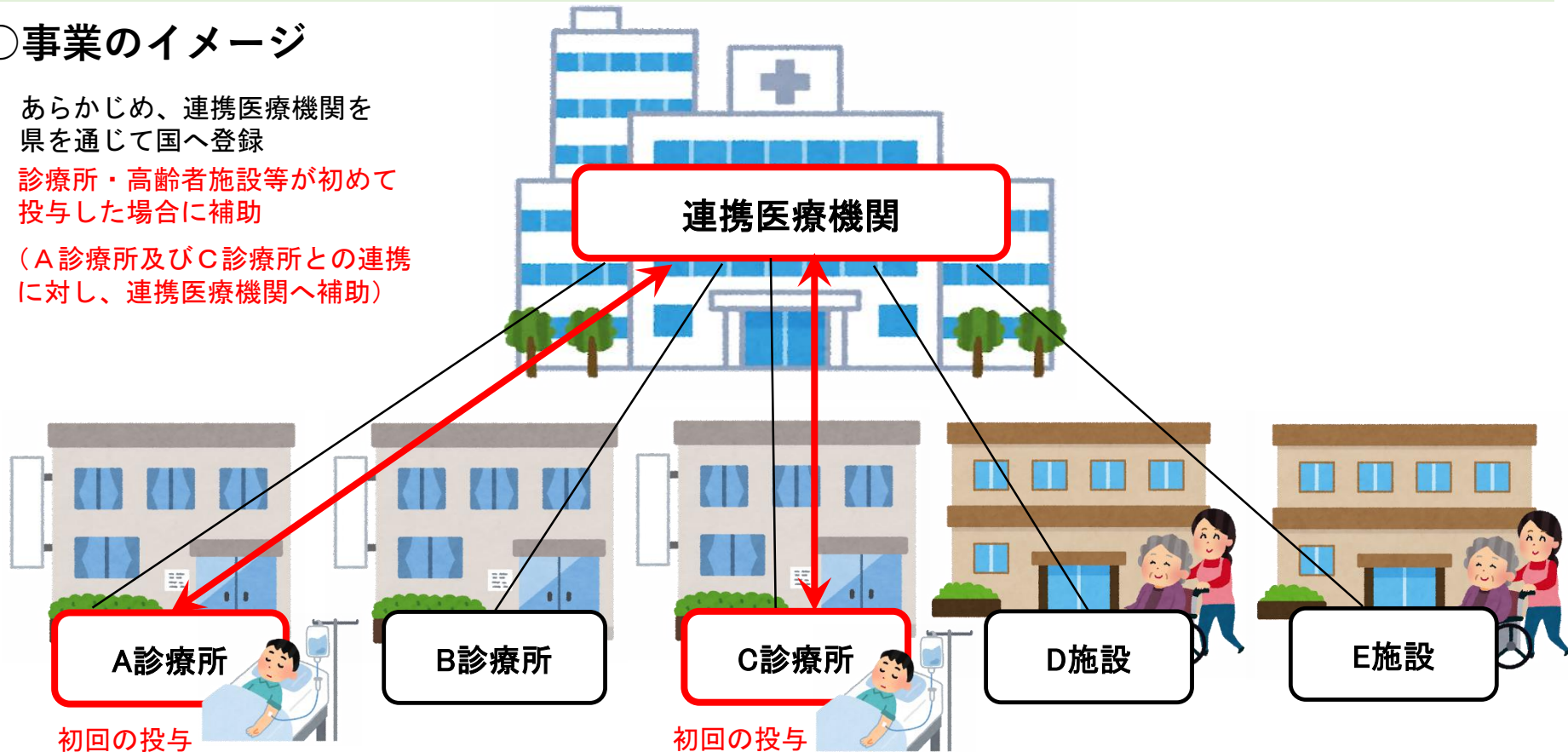
（※2）無床診療所や投与対象者を入院患者として受け入れることが困難な病院等が、外来・往診で投与する場合に患者の容態が悪化した場合に備え、連携を行う入院受入可能な医療機関

○事業のイメージ

あらかじめ、連携医療機関を
県を通じて国へ登録

診療所・高齢者施設等が初めて
投与した場合に補助

（A診療所及びC診療所との連携
に対し、連携医療機関へ補助）



○事業の概要

- ・ 高齢者施設等において、クラスター発生時（見込まれる場合も含む）において、早期から保健所及び県と連携し、感染拡大の防止と医療支援を一体的に実施するための専門的な知識を有する医師及び看護師等からなる「香川県クラスター対策チーム」を派遣する。

○事業のイメージ

高齢者施設等の職員、嘱託医等

① 状況報告及び派遣依頼

保健所

② 派遣依頼

県
(感染症対策課)

④ 医療機関名を通知

高齢者施設等



③ クラスター対策チーム派遣依頼
(患者の情報提供含む)

重点医療機関等
クラスター対策チーム

⑤ 対策チームを派遣

陽性者登録センターの設置

【概要】

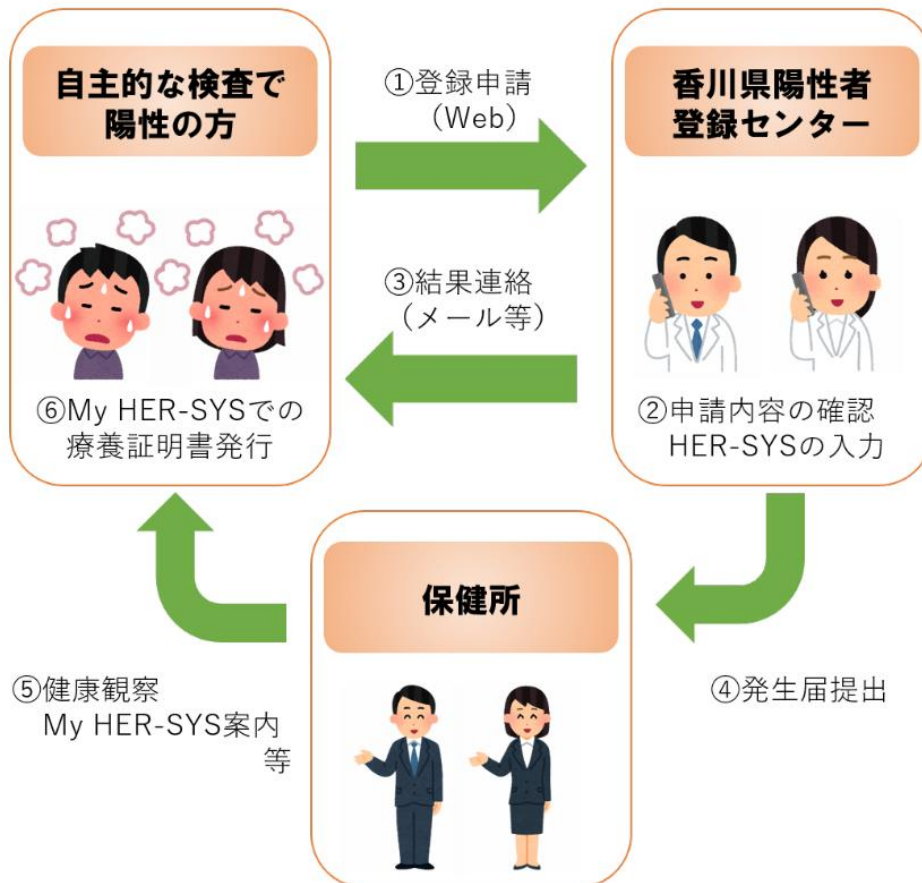
自主的な検査で陽性が判明した方が、自身で「医師が陽性者であることを確認し、発生届の提出を行うために必要な情報」をオンラインで登録する。

【利用条件】

重症化リスクの少ない方を対象とするため、下記の条件を全て満たす場合の利用を想定

- ① 申請時の年齢が18歳以上50歳未満であること
- ② 基礎疾患等がなく症状が安定していること
- ③ 市販薬を活用して自宅療養が可能なこと(陽性者登録センターでは薬の処方を行わない。)

【陽性者登録センターの流れ】



【対象者の詳細】

- ・ 香川県在住の方(長期滞在も含む)
- ・ 重症化リスクの少ない18歳以上50歳未満の方
- ・ 基礎疾患及び肥満(BMI30以上)のない方
- ・ 妊娠されている可能性が無い方
- ・ 申請時に症状が安定しており、医療機関の受診は不要と自身の責任で判断できる方
- ・ 市販薬を活用して自宅療養が可能なお方
- ・ 結果連絡や問合せ等について、メールでの連絡も可能な方
- ・ 「自ら実施した医療用抗原検査キット(※)による検査の結果」又は「香川県PCR等検査無料化事業の登録を受けた機関」等での検査結果が陽性であった方

※体外診断用医薬品として国に承認されたものに限り、「研究用」は対象外

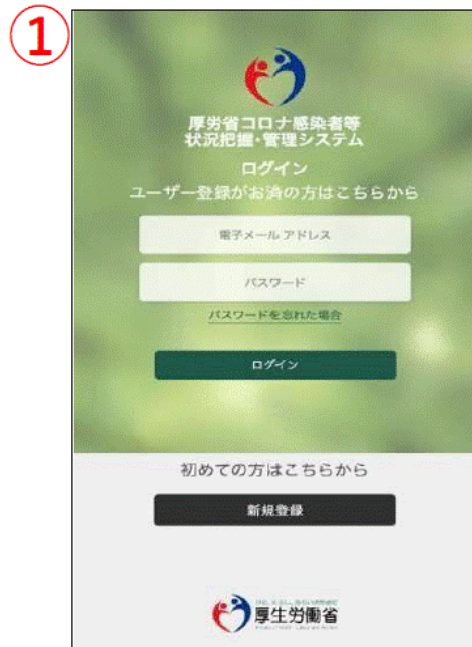
My HER-SYSで療養証明書を表示する方法

参考資料

◎宿泊療養または自宅療養の期間が厚生労働省の療養解除基準に準じた期間の範囲内（10日以内）である方は、My HER-SYSにおいて新型コロナウイルス感染症により療養していた旨を証明することができます。

～検査を実施し医師から感染者と診断された方のみ表示されます～

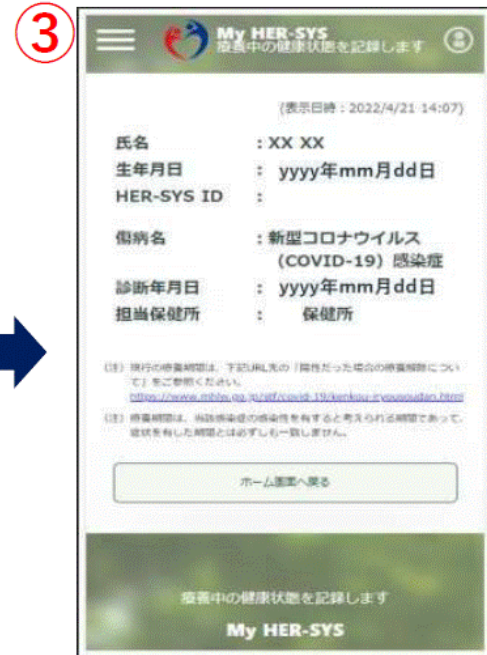
※「みなし陽性」の方は対象外



①メールアドレスとパスワードを入力し、MyHER-SYSにログイン。新規登録がお済みではない方は新規登録からご利用ください。



②対象者が療養証明書を表示したい方の名前になっているかを確認し、「療養証明を表示する」をクリック。※日本語以外の言語には対応していません。



③療養証明書が表示されます。内容を確認し、不明点等ある場合は担当保健所までお問い合わせください。



My HER-SYS
WEBサイト

※ID以外のMy HER-SYSに関するお問い合わせは、右記の厚生労働省の窓口にご連絡ください。

◎専用ダイヤル（9時30分～18時15分 土日祝除く）
03-5877-4805 03-6885-7284 03-6812-7818

○学校における対応について（2学期始業にあたっての対応）

2学期始業にあたっての当面の対応について、下記のとおり、学校における感染拡大防止の徹底を図るよう、県立学校長に通知する。

市町教育委員会にも、県立学校の対応を通知し、市町の実情に応じた感染症対策の徹底を図るよう依頼する。

【感染症対策について】

- 感染拡大防止に向け、「学校における感染症予防対策ガイドライン」、文部科学省の衛生管理マニュアル等に基づき感染症対策の徹底を図ること。
- 保護者に対し、児童生徒の登校前の健康観察や、基本的な感染症対策、児童生徒が感染者等となった場合の連絡等を依頼する「お知らせ」を配布し、協力依頼を行うこと。また、「お知らせ」にあわせて、児童生徒が家庭や学校において心掛ける感染防止の取組みについて、換気対策の記載を充実させるなど現状にあわせて改定したチェック表を配布し、基本的な感染症対策の徹底を促すこと。
- 衛生管理マニュアルに示されている学校における換気の方法や、7月14日の新型コロナウイルス感染症対策分科会の換気に関する提言等を踏まえ新たに作成した別添1の「学校における効果的な換気のポイント」を参考に、換気の徹底を行うこと。
- 児童生徒・教職員は、風邪症状等がないか毎日の健康観察を家庭で行うとともに、本人やその家族に風邪症状等がある場合は、登校等を控えるよう周知すること。
- ワクチン接種を受ける又は受けないことによって差別等が起きることがないように留意するとともに、希望する児童生徒等が接種を受けることができるよう、医療機関等でのワクチン接種や、接種後の発熱等の際については、欠席とはせず出席停止とするなど環境整備に努めること。
- 児童生徒等に感染者が発生した場合は、同一の学級で複数の児童生徒等の感染が判明した場合などに学級閉鎖を実施するとした文部科学省のガイドライン（令和4年8月改定版）による取扱いを基準とし、学級閉鎖等の臨時休業を判断すること。学級閉鎖を実施する場合は、原則として2日間（同一学級で5人以上の感染者が判明した場合は、原則として3日間）行うとともに、抗原定性検査（高校、中学校）又はPCR検査（特別支援学校）により、感染の広がりがどうか等を確認した上で、再開等を検討すること。（※具体的には別添2を参照）
- 同一学級に感染者が発生した場合は、感染の状況等を勘案して、「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」や、音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」、体育における「児童生徒が密集する運動」など、各教科等における「感染症対策を講じてもおお感染リスクが高い学習活動」について、一定期間の自粛や延期を行うこと。

【部活動について】

区 分		実施の可否
ア	自校のみの練習	○
イ	県内の学校との練習試合を含めた交流・合同練習等	○
ウ	県内大会等への参加	○
エ	全国または四国ブロックの競技団体、学校体育連盟、高野連、高文連等が主催する大会等への参加	
オ	県内及び県外での宿泊を伴う活動（上記エを除く）	×(※)
カ	県外での練習試合等への参加、県外からの選手・チーム・指導者等の招へい、県外の卒業生等の練習参加	○

- ・練習実施計画書や報告書、体調管理チェックシートによる管理など「部活動実施マニュアル」を遵守し感染症対策を徹底する。
- ・換気対策の記載を充実し改定した「感染症対策チェック表（部活動編）」や、部活動における過去の感染事例と対応状況を参考に、各学校・部活動に応じた対策を講じる。
- ・県内外での宿泊を伴う活動(オ)は、全国大会等の上位大会に出場する部活動及び宿泊・交通機関等を予約済のものを除いては行わない。実施する場合も、活動地域の感染状況等を踏まえ、校長が計画等を確認したうえで実施の可否について慎重に判断することとし、移動や宿泊等にあたっての留意点を取りまとめた「感染症対策チェック表（部活動宿泊編）」に従う。(※)
- ・原則として、部活動で活動した生徒等に感染が判明した場合は、学校感染対策検査実施事業（抗原検査）等により、当該部活動の部員の検査を行い、結果が判明するまでは活動は行わない。大会等への参加（ウ、エ）については、大会主催者が定める参加基準に従うとともに、抗原検査等で陰性を確認し、健康観察を徹底のうえ、参加を認める。
- ・同一部活動で3人以上の感染が判明した場合は、原則として、自校のみの練習(ア)、県内外の他校との交流(イ、カ)については、2日間活動を停止する。
- ・同一部活動で5人以上の感染が判明した場合は、上記の練習等（ア、イ、カ）の停止期間を3日間とし、その再開にあたっては、あらためて抗原検査等を行い、陰性を確認する。

【特別活動等について】

- ・修学旅行等の宿泊を伴う活動については、訪問先の感染状況や感染防止策等を勘案したうえで、実施の可否を検討すること。実施にあたっては、入念な健康観察をはじめ適切な感染防止策を十分に講じること。
- ・文化祭については、開催・公開の判断、準備や当日の運営等に関し留意すべき事項を取りまとめた通知に従い、適切に対応すること。
- ・五色台少年自然センター、屋島少年自然の家での集団宿泊学習は、「集団宿泊学習感染症対策マニュアル」による感染症対策を徹底したうえで、受入れを行う。

学校における効果的な換気のポイント

- ◆ 換気については、これまでも基本的な感染対策の一つとして位置付けており、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」や「学校環境衛生基準」にも、換気の方法やその際の留意事項等が記載されています。
- ◆ また、7月14日の新型コロナウイルス感染症対策分科会の換気に関する提言も参考となります。
- ◆ エアコン使用により換気が不十分となることが懸念される暑い季節において、換気的重要性を再認識するとともに、エアロゾル感染に対応した屋内での効果的な換気を行うことも重要です。地域や学校の実情に応じた換気に取り組んでください。

換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）、2方向の窓を同時に開けて行う。

①常時換気の方法

気候上可能な限り、常時換気を。廊下側と窓側を対角に開けることにより、効率的に換気することが可能。なお、窓を開ける幅は10cmから20cm程度を目安に、上の小窓や廊下側の欄間を全開にするなどの工夫も。また、廊下の窓も開けることも必要。

②常時換気が困難な場合

常時換気が難しい場合は、こまめに（30分に1回以上）数分間程度、窓を全開に。

③窓のない部屋

常時入り口を開けておいたり、換気扇を用いたりするなどして十分に換気を。
また、使用時は、人の密度が高くないように配慮を。

④体育館のような広く天井の高い部屋

広く天井の高い部屋であっても換気を。体育館での授業や部活動等においては、窓等を全開放しての使用を基本。気流等の影響を受けやすい競技を実施する場合は必ず時間を決め、定期的に換気を実施。

学校における効果的な換気のポイント

⑤エアコンを使用している部屋

換気機能のないエアコンは室内の空気を循環しているだけで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、そうしたエアコンを使用する時においては、窓開け換気。

⑥換気設備の活用と留意点

学校に換気扇等の換気設備がある場合には、常時運転を。換気設備の換気能力を確認することも必要。学校の換気設備だけでは人数に必要な換気能力には足りず、窓開け等による自然換気（①又は②を参照）と併用が必要な場合が多いことに留意。換気扇のファン等の清掃も実施。

⑦必要な換気量の確保

機械換気による常時換気を行う場合、定期的な機械換気装置の確認やフィルタ清掃等を実施。

必要な換気量の確保のため、二酸化炭素濃度測定器を保有している場合は、二酸化炭素濃度を計測し、概ね1,000ppm以下に維持。

必要な換気量を確保できない場合、扇風機、サーキュレータ等を活用。

⑧感染を防ぐための空気の流れ

エアロゾルの浮遊リスクが低い空間（人が少ないところ等）から浮遊リスクの高い空間（人が多いところ等）に向けた気流をつくり、エアロゾルを効果的に減少。

パーティション等は、気流を阻害しないよう配置するとともに、施設の構造等により局所的に生じる換気不足（空気のだまり）を解消。

⑨部室、更衣室、廊下、移動用車両、学生寮など一時に多数の生徒が集まる場所

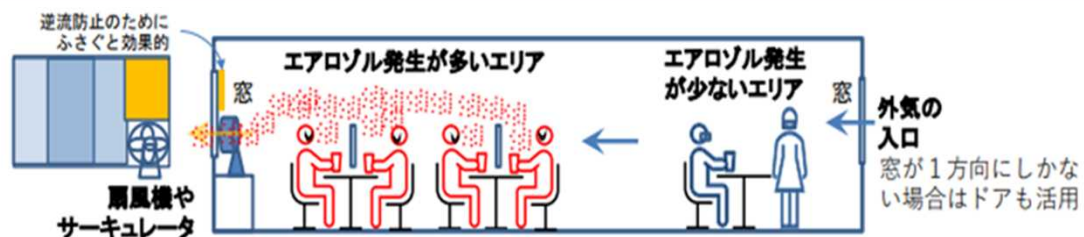
教室の換気に加え、部室、更衣室、中廊下、移動用の車両、学生寮など一時に多数の生徒が集まる場所において、換気の改善を実施。

また、食堂では機械換気の有無にかかわらず、二方向の窓開け等による換気を徹底。

学校における効果的な換気のポイント

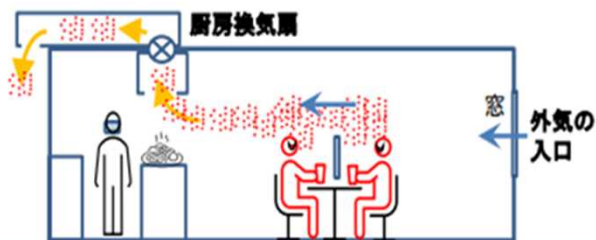
窓が2方向にある場合

エアロゾル発生が多いエリアから扇風機、サーキュレータで排気し、反対側から外気を取入れる。



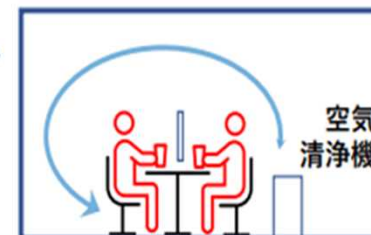
換気扇がある場合

換気扇で排気し、反対側から外気を取入れる。

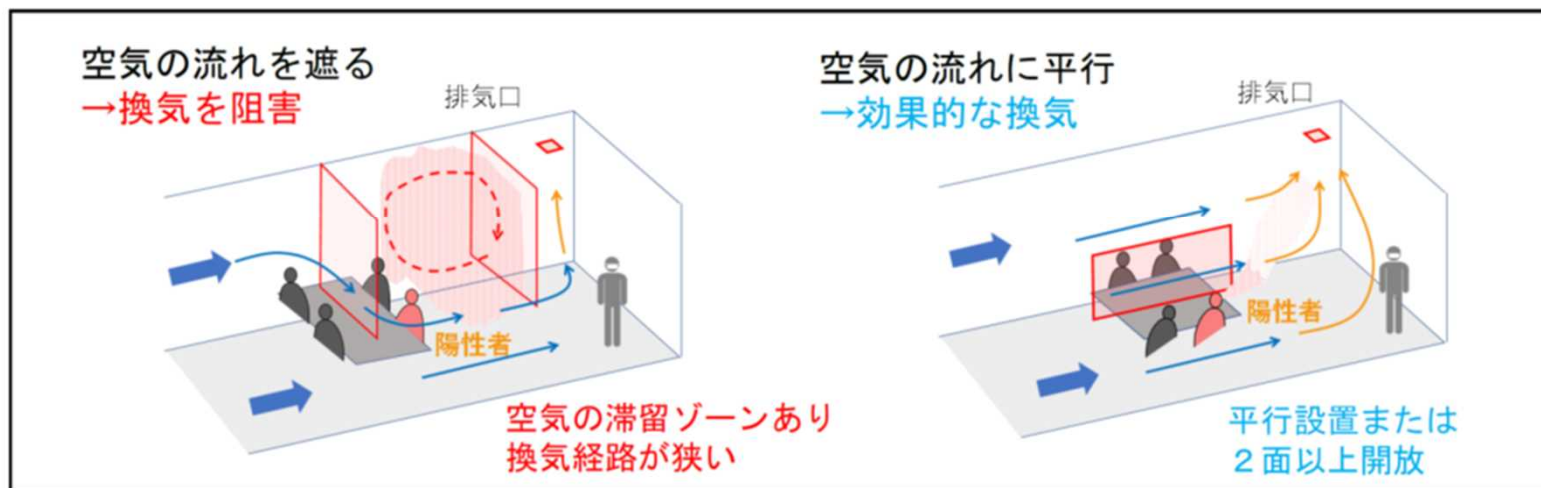


換気扇・窓がない場合

空気清浄機でエアロゾルを捕集。



●パーティションの配置や形状により、換気が感染対策に有効に働かない場合があります。



児童生徒等に感染者が発生した場合の 学級閉鎖及び検査等について

1 学級閉鎖の判断基準

以下のいずれかの状況に該当し、かつ、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。

- ①同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
- ②感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- ③その他、感染拡大防止の観点から必要と判断した場合（感染者が1名であっても、行事の実施等で感染拡大のおそれがある場合などは、学級閉鎖を検討する。）

2 学級閉鎖の日数と検査の実施

学級閉鎖を実施する場合は、原則として2日間（同一学級で5人以上の感染者が判明した場合は、原則として3日間）行うとともに、抗原定性検査（高校、中学校）又はPCR検査（特別支援学校）により、感染の広がりがどうか等を確認した上で、再開等を検討する。

なお、感染者が1人で学級閉鎖とならない場合であっても、行事等により学級内での感染の拡大が懸念される場合には、検査を実施する。

3 感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動の自粛等

学級閉鎖の実施の有無にかかわらず、同一学級に感染者が発生した場合は、感染の状況等を勘案して、「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」や、音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」、体育における「児童生徒が密集する運動」など、各教科等における「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動」について、一定期間の自粛や延期を行う。

香川県BA.5

対策強化宣言

県内全域

8月10日(水)～9月11日(日)

香川県 B A . 5

対策強化宣言